

2022年6月税務ニュース

1. 納税延長に関して規定している政令第 34/2022/ND-CP 号の実施（税務総局から発行された 2022年6月23日付のオフィシャルレター第 2194/TCT-KK 号）

2022年5月税務ニュースにて2022年5月28日に政府が2022年における付加価値税（VAT）及び法人所得税（CIT）、個人所得税（PIT）及び土地レンタル料の納付延長について規定する政令第 34/2022/ND-CP 号を発行したことをご案内致しましたが、延長申請書の記載方法及び納税者の申告支援ソフトウェア（eTax, iCaNhan, HTTK）、税務当局による納税延長のプロセスについては、税務総局から発行された 2022年6月23日付のオフィシャルレター第 2194/TCT-KK 号をご参照下さい。

2. 証憑書類、インボイスについて規定している政令第 123/2020/ND-CP 号及び減税、免税について規定している 15/2022/ND-CP 号の修正（2022年6月20日付の政令第 41/2022/ND-CP 号）

- 発行後誤りが発見された電子インボイスの処理方法（破棄/修正/別インボイス発行）に対する当局の承認または否認の通知書は、政令第 123/2020/ND-CP 号に添付されていた 01/TB-SSDT 様式の代わりに 01/TB-HDSS 様式が適用される。
- 付加価値税（VAT）を 8%に減税される商品、サービスのインボイス発行に関する規定を以下の通り修正する。
 - 控除方式を採用する会社の場合、税率が異なる商品やサービスを提供する際に、それぞれの商品やサービスの税率を明記しなければならない（税率が異なる）。なお、現行規定（政令第 15/2022/ND-CP 号）においては、VAT 減税の対象である商品、サービスに対してインボイスを分けて発行しなければならないが、別途インボイスを発行しない場合、VAT 減税が適用されないものと定められている。
 - 直接方式を採用する会社の場合、商品やサービスを提供する際に、インボイス上に規定に基づいて減額された金額を明記しなければならない。
 - 本政令（政令第 41/2022/ND-CP 号）施行前の 2022年2月1日から 2022年6月20日の期間に本政令に基づいた内容で VAT インボイスが発行されていた場合においても、VAT 減税は適用されるものとする（発行済インボイスの修正不要、かつ、税務ペナルティも科せられない）。

本政令は、発行日より有効となる。

3. 2022年7月1日から最低賃金が6%上昇

ベトナム政府は、2022年6月12日付で労働契約書を締結して就労する労働者に対する最低賃金について規定する政令第38/2022/ND-CP号を発行した。以前の政令と異なり、月額のみならず、時間単位の最低賃金も規定している。詳細は以下の通りである。

※当政令は7月1日から有効となる。

	月額の最低賃金	時間単位の最低賃金
第Ⅰ地域	VND 4,680,000 (変更前 VND 4,420,000)	VND 22,500
第Ⅱ地域	VND 4,160,000 (変更前 VND 3,920,000)	VND 20,000
第Ⅲ地域	VND 3,640,000 (変更前 VND 3,430,000)	VND 17,500
第Ⅳ地域	VND 3,250,000 (変更前 VND 3,070,000)	VND 15,600

4. 輸出加工企業からベトナム国内企業への物品貸与（税関総局から発行された 2022年4月21日付のオフィシャルレター第1400/TCHQ-TXNK号）

➤ 税関手続きについて

輸出加工企業（EPE）は、自社製品を製造するためにベトナム国内企業に物品を貸与（リース・レンタル）する場合、当該企業は一時輸出の通関手続きを実施し、当該国内企業が一時輸入の通関手続きを実施すること；かつ契約終了時、当該国内企業が一時輸出の通関手続きを実施し、当該 EPE 企業が貸与した物品に対して再輸入の通関手続きを実施すること

➤ 貸与品に対する輸入税

ベトナム国内企業が契約書に基づいて自社の製造を実施するために EPE 企業から物品の貸与を受ける場合、輸出入税法第 107/2016/QH12 号第 16 条 9 項 a に規定されている輸入税の免税を適用することができず、当該企業は一時輸入する際に輸入税を申告・納付しなければならない。また、当該貸与品を再輸出する際は、輸出入税法第 107/2016/QH12 号第 19 条 1 項 d に規定されている輸入税の還付も適用できない。貸与品への輸入税の算出は、税務省から発行された通達第 60/2019/TT-BTC 号第 1 条 9 項に従うものとする。

➤ 一時輸入再輸出による貸与品に対する VAT

- 国内企業が EPE から貸与を受けた物品に対して、一時輸入として通関申告した場合、該当貸与品は VAT の課税対象ではない。貸与期間が満了したが、当該企業が引き続き当該貸与品を使用し、再輸出していない場合、貸与期間が満了した際に直ちに VAT 及び政府から発行された 2018 年 4 月 20

日付の政令第 59/2018/ND-CP 号第 1 条 12 項に規定されている輸入税を申告、納付しなければならない。

- 使用中に貸与品が故障し、再輸出できずに処分しなければならず、かつ当該企業がすでに現行法律に基づいて処分手続きを実施した場合、これらの物品に対して、当該企業は VAT を申告・納付する必要はない。

➤ 追加申告

2019 年 10 月 15 日（通達第 60/2019/TT-BTC 号が有効となった日付）以降に申告し、まだ再輸出していない貸与品に対して、当該企業は通関申告ミスと認識しており、財務省から発行された 2019 年 8 月 30 日付の 60/2019/TT-BTC 号第 1 条 9 項に規定されている追加申告可能なケースに該当すれば、規定に基づき追加申告を実施することができる。

税関当局は、追加申告の条件、金額、税政策及び追加申告関連の規定を確認し、当該ケースを処理するものとする。

➤ 過払した税額の処理

当該企業は、税額を誤申告し、その結果として税額を過払いしたが、追加申告できるケースに該当し、過払した税額は還付される（未払税、遅延利息、罰金がある場合は相殺）。税関当局は追加申告の理由及び申告書、証憑書類等を確認し、税額を確定する。

➤ 一時輸入再輸出の物品を結果として再輸出しない場合の税務処理

- 国内企業は、契約書に基づいて自社の製造を実施するために EPE から物品の貸与を受ける場合、貸与期間満了時に、貸与品を再輸出しなければならない。
- 当該企業が貸与品を再輸出しない場合、貸与期間満了後に申告し、規定に基づき税金、罰金を納付しなければならない。貸与期間が満了後、申告・納付内容に不足がある場合は、税関当局が、政府から発行された 2020 年 10 月 19 日付の政令第 126/2020/ND-CP 号第 17 条 4 項に基づき追徴額を確定するものとする。

5. 発注がない故に製造を一時停止した固定資産の減価償却費（バクニン省から発行された 2022 年 5 月 9 日付のオフィシャルレター第 1475/CTBNI-TTHT 号）

発注がない故に企業が製造を一時停止した未使用の機械について、季節生産による 9 か月未満の非稼働期間、または 12 か月未満の修理、移転、定期保守のいずれにも該当しない場合、当該企業は一時停止期間中にも固定資産の償却を実施しなければならない。しかし、一時停止期間中に発生した減価償却費は、企業の事業活動の目的に使用されていないため、損金算入費用として計上できないものとする。